

新バスシステム事業にかかる運行事業協定書

新潟市(以下「甲」という。)と新潟交通株式会社(以下「乙」という。)は、都心軸におけるBRT導入とともに、全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能なものとするため新バスシステム事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、以下のとおり運行事業協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業における第1期BRTと、新潟市域におけるバス路線再編において必要となる施設整備、その運営及び維持管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)BRT

在来バスを高度化した交通システムで、低床型の高機能バス(輸送力の大きい連節バスなど)が、主に道路上に設けられた専用走行路を走行するバスシステムをいう。

(2)第1期BRT

新潟駅～青山間でのBRTの運行をいう。なお、第1号の定義に係わらず、第1期BRT当初導入時点では現行の道路空間で実施するものとする。

(3)新バスシステム事業

第1期BRTと全市的なバス路線再編を実施することをいう。

(4)公設民営方式

第1期BRTにおいて、主に甲が連節バス車両、走行空間、BRT駅などを整備、所有し、乙が運行、維持管理、車両基地の空間確保などを行う、甲乙の役割分担を明確にした方式をいう。

(5)バス路線再編

バス路線を、都心部へ繋がる軸となる幹線と、郊外にある人口密度の高いエリアや拠点となる施設などから幹線につなぐ支線、支線やJR駅などに接続するフィーダー線に分け、また主要な乗り換え箇所に交通結節点を設けることで、これまでの1本の長大な路線から、短い路線を組み合わせることにより網の目のようなネットワークで覆うバス路線網に再編することをいう。

(6)交通結節点

交通手段相互の接続にあたり、安全で快適な乗り換え環境を有する施設をいう。

(7)細目協定

本協定の細部(新バスシステム事業の実施に必要な整備、運営及び維持管理の内容や役割分担など)について、本協定以外に別途定める協定をいう。

(運行事業者の確認)

第3条 甲及び乙は、本事業における第1期BRTの運行事業者を、乙とすることを確認する。

(事業の実施)

第4条 本事業のうち、第1期BRTは公設民営方式によって実施する。

2 第1期BRTと同時に行うバス路線再編にあたっては甲及び乙が協力して実施する。

(事業の内容)

第5条 本事業の内容は、以下の項目とする。

(1)第1期BRT

(2)第1期BRTと同時に行うバス路線再編(別紙のとおり)

(3)本事業の実施に必要となる施設等の整備

(4)本事業の実施に必要となる施設等の運営及び維持管理

(5)バス待ち環境や情報案内施設等利用環境の整備

(6)事業の啓発並びに利用促進

(7)その他上記以外に必要な事項

2 本事業のうち、第1期BRT及び第1期BRTと同時に行うバス路線再編についての開始時期は平成27年夏前を目途とするが、詳細は甲乙の協議によるものとする。

(モニタリングの実施)

第6条 乙は本事業の実施状況を確認するために必要とする事項について毎年度甲に報告するものとする。なお、報告に関する詳細は別に要綱で定めるものとする。

2 本事業の達成に向け、甲は外部委員を含めた(仮称)新バスシステム評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を設置する。

3 本事業の円滑な運営及び評価委員会からの提言に対応するために、甲及び乙からなる(仮称)運営協議会(以下、「運営協議会」という。)を設置する。

(甲及び乙の役割分担)

第7条 本事業に関する甲及び乙の役割分担は本条の規定を原則とするが、詳細は別に細目協定で定めるものとする。

(1)甲の役割

ア 甲は第1期BRTにおける連節バス車両、走行空間、BRT駅などを整備、所有する。

イ BRT事業がより機能的なものとなるよう専用走行路の整備に努めるものとする。

ウ 第1期BRT以外において新バスシステムにゾーンバスシステムを導入するにあたり必要な交通結節点については、原則甲が整備、運営及び維持管理する。甲が実施するにあたっては地域公共交通検討会議の意見を踏まえるものとする。

(2)乙の役割

乙は新バスシステム事業の対象路線に関する年間走行キロ数を、本協定の有効期限まで維持するものとする。なお、年間走行キロ数は細目協定で示すものとし、原則運行期間中は見直さないものとする。

(3)その他

車両導入後に維持管理費用が新たに発生した場合及び、第1期BRTを除く新バスシステム事業の実施に必要な情報案内システム等の整備、運営及び維持管理に関する費用は甲乙協議する。

- 2 甲及び乙は、平成25年に市民に対して甲及び乙が共同して行った説明会におけるバスサービス向上の実現に向けて協力するものとする。
- 3 第1項第2号及び第2項の規定にも係わらず、段階的なバス路線再編によるもの及び安全確保のため等、やむを得ない事情による変更は次に定めるとおりとする。

(1)第1期BRT

甲乙で事前に協議を行い、両者の合意が得られた場合には変更する。

(2)第1期BRT以外の路線

乙が必要な手続きを経て変更する。変更にあたっては評価委員会や運営協議会での意見を踏まえるものとする。

(情報の公開)

第8条 甲及び乙は、本事業の透明性確保の観点から、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43条)を踏まえ、甲乙協議の上、可能な限り公開するよう努めるものとする。

(全市的なバス利用環境の向上)

第9条 甲及び乙は、バス待ち環境の改善や超低床車両の導入などの環境整備等、分かりやすく利用しやすいバス利用環境の向上に向け、相互に連携して取組むものとする。

(バス路線再編の段階的实施及び連節バスの効果的活用)

- 第10条 甲及び乙は、バス路線再編の段階的实施にあたり、個々の路線の運行本数など具体的な案について様々な場を活用して市民などに丁寧に説明を行い、理解を得るよう努める。
- 2 甲及び乙はイベント時の輸送手段等、通常の運行計画に支障のない範囲において、連節バスの効果的な活用がなされるよう努めるものとする。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、相手方より秘密として受けた情報について善良なる管理者の注意をもって取扱う。

(協定の変更)

第12条 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することができない。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、本協定を締結した日から平成32年3月31日までとする。

(協定の継続)

第 14 条 本協定の有効期限の最終年度において、それまでに開催された評価委員会における運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期協定の締結について、甲及び乙で協議を行う。

(中途解除)

第 15 条 甲及び乙は、本事業の継続が不能となったとき等には、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 甲及び乙は、その責めに帰すべき事由によって本協定上の義務を履行しないことに起因し、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第 17 条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、双方 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 15 日

甲：

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長

乙：

新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1
新潟交通株式会社
代表取締役社長

新バスシステム事業の施設整備等に関する細目協定書

新潟市(以下「甲」という。)と新潟交通株式会社(以下「乙」という。)は、都心軸における BRT 導入とともに、全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能なものとするため実施する、新バスシステム事業(以下「本事業」という。)にかかる第 1 期 BRT の施設整備等に関し、次のとおり細目協定(以下「整備協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 整備協定は、平成 26 年 4 月 15 日に甲と乙が締結した「新バスシステム事業にかかる運行事業協定書」(以下「事業協定」という。)に基づき、本事業の施設整備等に係る詳細な事項について、甲乙の役割分担及び費用負担を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 整備協定において用いる用語の定義は、事業協定第 2 条のほか別紙 1 に定めるところによる。

(協定期間)

第 3 条 整備協定の期間は、協定締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

2 整備協定の協定期間の最終年度において、それまでの運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期協定の締結について、甲及び乙で協議を行う。

(詳細事項)

第 4 条 整備協定は第 1 条に基づき本事業の施設整備等に係る詳細事項を規定するものである。整備協定第 5 条から第 13 条の規定は、甲乙の役割分担及び費用負担の基本方針を示したものであり、詳細は別紙 2 に定める「整備に関する役割分担一覧表」に基づき運用するものとする。

(実施期間)

第 5 条 本事業開始にあたり新たに習熟が必要となる施設の整備は、甲と乙とで合意した第 1 期 BRT 運行開始の約 2 か月前までに完了する。

2 前項以外の施設整備等は、甲乙協議の上、整備の完了期日を定めるものとする。

(運行準備)

第 6 条 道路運送法第 3 条及び第 4 条に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業による手続き、道路運送車両法第 55 条による連節バスの保安基準の緩和申請、及び道路法第 47 条による特殊車両の通行許可申請については、甲乙が協力して行う。

(BRT 車両)

第7条 第1期 BRT に用いる BRT 車両は、連節バス4台、一般バス20台とし、連節バスは甲が、一般バスは乙がそれぞれ用意する。

(BRT 駅)

第8条 甲は第1期 BRT に用いる BRT 駅を、別に定める「新バスシステム運行計画」に基づき設置する。

(交通結節点)

第9条 甲は事業協定第2条に定める交通結節点のうち、新潟駅万代広場、新潟市役所、(仮称)白山駅駅前広場、青山地区に、別に定める「新バスシステム運行計画」に基づく交通結節点を整備する。

(車両基地)

第10条 BRT 車両を適正に維持管理するための車両基地は、乙が運営する新潟西部営業所とする。

2 甲は連節バスを適正に維持管理するために必要な設備等を車両基地に整備する。ただし第1期 BRT 運行開始時に既存施設を用いて暫定的運用とした場合、必要な設備等は甲が本整備時の車両基地に整備する。

(走行空間)

第11条 第1期 BRT の運行に際し、必要となる走行空間の確保及び関係機関との調整は甲が行う。

(情報案内システム)

第12条 BRT 車両、BRT 駅及び交通結節点に掲げる BRT に係る情報案内に関するシステムの開発、機器の調達は、甲が行う。

(トータルデザイン)

第13条 甲は、以下の事項について、トータルデザインを定める。

- (1) BRT 車両
- (2) 交通結節点及び BRT 駅

2 当該デザイン及びこれを利用して完成した物品・建築物等の著作権その他の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、甲に帰属するものとする。

3 甲及び乙は、甲の定めたトータルデザインの活用に努める。

(第三者への賠償)

第 14 条 甲又は乙は、整備協定の実施において、その帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、原因者がその損害を賠償しなければならない。

(財産の帰属)

第 15 条 整備を行った施設等の財産は、整備を行った者に帰属する。

(その他)

第 16 条 整備協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、事業協定に基づき甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

整備協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 26 年 月 日

甲:

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙:

新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1
新潟交通株式会社
代表取締役社長 佐藤 丈二

新バスシステム事業の運行実施に関する細目協定書

新潟市(以下「甲」という。)と新潟交通株式会社(以下「乙」という。)は、都心軸における BRT 導入とともに、全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能なものとするため実施する、新バスシステム事業(以下「本事業」という。)にかかる第 1 期 BRT の運行実施に関し、次のとおり細目協定(以下「運行協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 運行協定は、平成 26 年 4 月 15 日に甲と乙が締結した「新バスシステム事業にかかる運行事業協定書」(以下「事業協定」という。)に基づき、本事業の運行実施に係る詳細な事項について、甲乙の役割分担及び費用負担を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 運行協定において用いる用語の定義は、事業協定第 2 条のほか別紙 1 に定めるところによる。

(協定期間)

第 3 条 運行協定の期間は、協定締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

2 運行協定の協定期間の最終年度において、それまでの運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期協定の締結について、甲及び乙で協議を行う。

(詳細事項)

第 4 条 運行協定は第 1 条に基づき本事業の運行実施に係る詳細事項を規定するものである。運行協定第 5 条から第 14 条の規定は、甲乙の役割分担及び費用負担の基本方針を示したものであり、詳細の運用は別紙 2 に定める「運行に関する役割分担一覧表」に基づき運用するものとする。

(賃借料及び貸付料、使用を認める期間)

第 5 条 乙は甲が本事業に関して整備した施設等について、無償で使用又は借り受けられるものとする。

2 甲が貸与及び使用を認める期間は、使用可能となった日、もしくは引き渡しを行った日から、協定期間の終了までとする。

(運賃)

第 6 条 第 1 期 BRT 運行期間における BRT 区間の通常運賃は 210 円とする。ただし経済状況の大幅な変動や、消費税率の変更などが生じた際には、事前に甲に確認した上で、乙が運賃改

定を実施できるものとする。

2 第1期 BRT 運行開始直前の段階で乗換が発生していない路線において、本事業実施により乗換が発生する場合の運賃は、以下のとおりとする。

(1) IC カード「りゅーと」の利用者については、第1期 BRT 運行開始直前の直通運賃より運賃が増えないよう取り扱うものとする。ただし、前項により運賃改定を実施した場合は、改定後の直通運賃に則すものとする。なお、本施策は乙が実施し、またそれに係る費用は乙が負担する。

(2) IC カード「りゅーと」以外の利用者については、乗換における運賃負担の軽減を行うため、以下のとおり対応する。

ア 料金精算などに要する時間短縮による円滑な運行の実施、利用者の利便性向上を目的に、「りゅーと」使用啓発のための講習会等、普及促進策を甲乙協力して実施する。

イ 乗車履歴確認専用カードを作成、配布することによる乗継負担軽減策を導入する。ただし、その運用は既存の運賃システムおよび乙が有する既存の機器で対応しうる期間までとし、その際の運賃は前号に準ずるものとする。なお、本施策は甲が実施し、またそれに係る費用は甲が負担する。

(BRT の運行)

第7条 乙は第1期 BRT 運行開始時点での、BRT の路線配置及びその営業時間、時間帯別の運行本数、直通便の時間帯別の概要については別に定める「新バスシステム運行計画」によるものとする。

2 BRT のダイヤについて、乙は鉄道とのスムーズな乗換を考慮するものとする。なお第1期 BRT 運行開始時のダイヤは平成27年春の鉄道ダイヤの改正を踏まえたうえで、甲と乙とで合意した第1期 BRT 運行開始の約3か月前までに、甲に確認のうえ乙が公表をする。ただし、以降の公表時期はこの限りでない。

(BRT 車両)

第8条 甲は、BRT の導入にあたり、次により乙に連節バスを貸与する。

(1) 第1期 BRT 運行開始にあたり4台を貸与する。

(2) 貸与の期間は、甲から乙へ引き渡しを行った日から運行協定の終了までとする。

(3) 乙は、貸与車両を善良な管理者の注意をもって正常な使用状態及び十分に機能する状態を保たなければならない。

(車両基地)

第9条 BRT 車両を適正に維持管理するための車両基地は、本整備までの間、乙が運営する新潟西部営業所の既存施設を用いて、暫定的な運用を行うものとする。

2 甲は乙が所有する車両基地に連節バスの点検整備に必要な備品等を配置し、乙に貸与する。

3 車両基地及び連節バスの点検整備に必要な備品等については、乙が善良な管理者の注意を

もって正常に保持する。

(交通結節点)

第 10 条 乙は、甲が設置、維持管理する交通結節点を使用できるものとする。

(BRT 駅)

第 11 条 乙は、甲が設置する BRT 駅及びこれに付設する施設について、善良な管理者の注意をもって正常に保持する。ただし、道路及び道路付属物である上屋等は甲が保持する。

(情報案内システム)

第 12 条 乙は、甲が貸与する車載器及び車載モニター、運行情報案内表示機等について、善良な管理者の注意をもって正常に保持する。

(事業の検証)

第 13 条 乙は毎年甲に対し必要な事項を報告する。

2 前項の必要な事項については、甲及び乙からなる(仮称)運営協議会を設置し、第 1 期 BRT 開業までに(仮称)新バスシステム評価委員会設置要綱において定めるものとする。

3 甲及び乙は、新潟市 BRT 第 1 期導入区間運行事業者審査委員会から附された意見に誠実に対応するものとする。

(連節バスの車外広告、車内広告及び車内放送広告)

第 14 条 連節バスの車外広告、車内広告及び車内放送広告については、次によるものとする。

(1) 連節バスの車外広告については、これを一切認めないものとする。

(2) 連節バスの車内広告及び車内放送広告については、乙が実施できるものとする。

2 広告の掲載に関して、広告掲載依頼者と問題が生じた場合は、乙の責任において解決することとする。

(権利譲渡禁止)

第 15 条 乙は、運行協定によって生じる権利又は義務を、甲の許可なく第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(第三者への賠償)

第 16 条 甲又は乙は、運行協定の実施において、その帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、原因者がその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 17 条 運行協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、事業協定に基づき甲乙協議
のうえ、別に定めるものとする。

運行協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 26 年 月 日

甲:

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙:

新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1
新潟交通株式会社
代表取締役社長 佐藤 丈二

新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書

新潟市(以下「甲」という。)と新潟交通株式会社(以下「乙」という。)は、都心軸における BRT 導入とともに、全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能なものとするため実施する、新バスシステム事業(以下「本事業」という。)にかかるバス路線再編に関し、次のとおり細目協定(以下「再編協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 再編協定は、平成 26 年 4 月 15 日に甲と乙が締結した「新バスシステム事業にかかる運行事業協定書」(以下「事業協定」という。)に基づき、本事業の路線再編に係る詳細な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 再編協定において用いる用語の定義は、事業協定第 2 条のほか別紙 1 に定めるところによる。

(協定期間)

第 3 条 再編協定の期間は、協定締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

2 再編協定の協定期間の最終年度において、それまでの運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期協定の締結について、甲及び乙で協議を行う。

(詳細事項)

第 4 条 再編協定は第 1 条に基づき本事業の路線再編に係る詳細事項を規定するものである。再編協定第 5 条から第 7 条の規定は、甲乙の役割分担及び費用負担の基本方針を示したものであり、詳細の運用は別紙 2 に定める「再編に関する役割分担一覧表」に基づき運用するものとする。

(バス路線再編)

第 5 条 BRT 運行開始時点での、BRT 以外の路線配置及びその営業時間、時間帯別の運行本数、直通便の時間帯別の概要については、別に定める「新バスシステム運行計画」によるものとする。

2 「新バスシステム運行計画」における、乙が自主運行していない路線について、地域公共交通検討会議や運行会社と連携し、地域の実情に合わせた運行形態を検討しながら、その確保に努めるものとする。

3 BRT 以外のダイヤについて、乙は鉄道とのスムーズな乗換を考慮するものとする。なお第 1 期 BRT 運行開始時のダイヤは平成 27 年春の鉄道ダイヤの改正を踏まえたうえで、甲と乙とで合意

した第1期 BRT 運行開始の約3か月前までに、甲が確認したうえで乙が公表をする。ただし、以降の公表時期はこの限りでない。

(走行キロの維持)

第6条 乙は本事業の対象路線となる年間走行キロについて、乙の平成26年3月16日のダイヤ改正における年間走行キロ数の計画値である9,577,385.4キロを、原則再編協定の期限まで維持するものとする。

(運賃及びダイヤの変更)

第7条 本事業の運行に関し、運賃及びダイヤの変更をする場合は、次に定めるとおりとする。

(1)第1期 BRT

甲に確認した上で、乙が必要な手続きを経て変更する。

(2)第1期 BRT 以外の路線

乙が必要な手続きを経て変更する。

(その他)

第8条 再編協定に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、事業協定に基づき甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

再編協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 月 日

甲:

新潟市中央区学校町通一番町602番地1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙:

新潟市中央区万代1丁目6番地1
新潟交通株式会社
代表取締役社長 佐藤 丈二